

令和元年度LEVOリースの取り扱いについて

一般財団法人環境優良車普及機構

I 環境優良車リース事業

1 リース対象

CNG車、ハイブリッド車、電気自動車等の環境優良車である事業用自動車

2 リース期間

リース期間は、最大積載量(基本車)によって、原則次の通りとする。

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 2トン以下 | 3年～5年の選択制 |
| (2) 2トン超～4トン未満 | 4年または5年の選択制 |
| (3) 4トン以上 | 5年または6年の選択制 |

(注)リース期間は、上記を原則とするが、希望に応じて弾力的な取り扱いができる。

3 架装物

リース車両は、原則架装付きとする。

4 公租公課等

(1)リース料に含まれる公租公課は、「自動車税」のみ

(2)但し、LEVOリース利用者の希望があった場合には、下記公租公課費用等をリース料金に含めることができる。

- ①自動車税(従来通り)
- ②自動車取得税
- ③自動車重量税(初回車検時のみ)
- ④自賠責保険料(リース期間中)
- ⑤登録諸費用(新規登録時のみ)

5 その他

本取り扱い要領に定めのない事項またはリース利用者等からの特別の希望等がある事項については、別途検討の上取り扱うこととする。

II トラック輸送における省エネルギー化推進事業(車両動態管理システム等の導入支援による実証)・その他環境機器リース事業

1 トラック輸送における省エネルギー化推進事業(車両動態管理システム等の導入支援による実証)

(1)対象機器

リース対象機器は、2019年度(令和元年度)「トラック輸送における省エネルギー化推進事業(車両動態管理システム等の導入支援による実証)」の実施に係る公募要領による条件を満たした機器とする。

(2)リース期間

リース期間は、5年とする。

(3)リース期間満了後の取り扱い

リース期間満了後は、当該リース利用者に対し、1ヵ月分のリース料相当額で再リースするか、またはリース利用者に1ヵ月分のリース料相当額で売却するものとする。

2 事故防止対策支援推進事業(デジタル式運行記録計等の導入に対する支援等)

(1)対象機器

デジタル式運行記録計、映像記録型ドライブレコーダー等

(2)リース期間

リース期間は、5年とする。

(3)リース期間満了後の取り扱い

リース期間満了後は、当該リース利用者に対し、1ヵ月分のリース料相当額で再リースするか、またはリース利用者に1ヵ月分のリース料相当額で売却するものとする。

3 トラック協会単独助成の機器等

トラック協会単独助成の環境・省エネ等に資する機器・装置等についても、LEVOリースとして取り扱いを行う。

4 一般リース扱い

国の補助条件に適合しないもの、その他国の補助対象機器でないデジタル式運行記録計その他の環境・省エネ等に資する機器・装置について、リース利用者等の希望に基づき、「LEVOの一般リース扱い」(注)によるリースを行うことができる。

(注)「LEVOの一般リース扱い」とは、諸事情等により補助対象とならなかったものの、環境保全や省エネ等の効果があると認められる機器を、補助金分の金額の圧縮を行わないで、LEVOの機器購入価格を基本としたリースのこと。

【リース対象機器】

- ①デジタル式運行記録計・ドライブレコーダー等(リース期間5年)
- ②LED等高効率照明器具(リース期間9年)
- ③電動フォークリフト(リース期間4年)
- ④アイドリングストップ支援機器
 - ・電気式の毛布、マットまたはベッド(リース期間3年)
 - ・エアまたは温水式ヒータ(リース期間6年)
 - ・蓄冷式クーラー(リース期間6年)
 - ・外部電源用パッケージクーラー(リース期間6年)
 - ・車載バッテリー式冷房装置(リース期間6年)
- ⑤外部電源供給システム(リース期間10年)

Ⅲ LEVOリースの留意点

- 1 リース料金の請求および清算は、「月割」の1ヶ月「前払い」とする。
- 2 リース契約締結に当たっては、「審査」および「連帯保証人」を必要とする。
- 3 LEVOリースは、リース利用者の希望により補助対象であるかに拘わらず複数のリース対象物件を一括組み合わせたリース設定を可能とする。
- 4 その他、本取り扱いに定めていない事項、その他ご希望事項があれば個別に相談等に応じます。また、詳細の内容等については、下記に問い合わせ、ご連絡下さい。
 - ・環境優良車関係 . . . 「事業部業務班」
 - ・デジタル式運行記録計および環境機器関係 . . . 「事業部審査班」
 - ・リース契約内容およびリース料金関係 . . . 「総務・リース管理部」

Ⅳ 実施時期

2019年(平成31年)4月1日受付分から適用